

低所得世帯支援給付金を支給します

特に物価高の影響を受ける低所得世帯を支援するため、給付金を支給します。対象と見込まれる方には、2月25日付け（予定）で給付金を受け取るための手続きが不要な『お知らせ通知』または手続きが必要な『確認書』を送付します。

対象・要件

- ①令和6年12月13日時点（基準日）で本市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度分住民税が非課税または均等割のみ課税の世帯の世帯主（単身の高齢者など、住民税均等割が課税されている方の税法上の扶養親族のみの世帯は対象外）
 - ②『①』以外の世帯で、申請時点において本市に住民登録があり、予期せず家計が急変したことで令和6年1月以降の収入が減少し、世帯全員のそれぞれの1年間の所得額が住民税非課税相当以下となった世帯の世帯主
 - ③『①』または『②』に22歳以下の子（平成14年4月2日～令和7年6月30日に出生した子）がいる世帯の世帯主
 - ④『①』または『②』で『③』の対象とならない3人以上の世帯の世帯主
- 支給額** ①・②：1世帯当たり30,000円、③：子1人当たり20,000円、④：2人目以降の世帯員1人当たり10,000円

※③については、単身で寮に入っている子など、同一世帯員として住民登録がなくても生計が同一である場合は、申し出を受けた上で対象とすることができます。また、基準日より後に出生した子も対象となります。詳しくはお問い合わせください。

申請方法

- ①・③・④（『確認書』を受け取った方）：期限までにオンライン手続きまたは確認書に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送
- ②：市役所、各支所に備え付けまたは市公式ウェブサイトに掲載の申請書に必要事項を記入し、期限までに持参または郵送で社会福祉グループ（〒059-8701中央町6丁目11）



サウ市
イェ公
トブ式

問い合わせ 社会福祉グループ
(☎⑤1000)

パブリックコメントを実施します



パブリックコメントの実施結果をお知らせします

案件	第3次登別市スポーツ推進基本計画（案） 	第3次登別市文化振興基本計画（案） 
募集期間	1月31日～3月2日(日)	
閲覧場所	市役所1階市民ロビー、各支所、市民会館、しんた21、市立図書館、市立図書館アーニス分館、のぼりん、登別温泉郵便局、担当グループ、市公式ウェブサイト	
提出方法	閲覧場所に備え付けの用紙か任意の様式に案件名、住所、氏名、電話番号、意見を記入し、閲覧場所に備え付けの意見箱に投函するか、郵送またはファクス、受付フォームで担当グループに提出	
提出先	社会教育グループ	
住所	〒059-0014富士町7丁目33-1	
電話	☎⑧1129	
ファクス	FAX⑤9744	

案件	のぼりべつ文化交流館の廃止方針（案）
募集期間	令和6年11月20日～12月19日
意見数 (意見者数)	2件（1者）
閲覧場所	市役所1階市民ロビー、各支所、市民会館、しんた21、市立図書館、市立図書館アーニス分館、のぼりん、登別温泉郵便局、担当グループ、市公式ウェブサイト 
問い合わせ	社会教育グループ (☎⑧1129)

子ども達の笑顔は未来の財産

愛おしみ、認め、育む。
私達は、子ども達の保育、教育に使命を捧げます。

登別市私立幼稚園協会

学校法人 北海道カトリック学園
認定こども園 登別カトリック聖心幼稚園
登別市中央町7丁目15 T85-2414

学校法人 登別立正学園
認定こども園 白菊幼稚園
登別市桜木町2丁目5番地3 T85-2545

学校法人 北斗文化学園
リリー文化幼稚園
登別市鷺別町2丁目17 T87-2211

学校法人 登別立正学園
コロボックルの森 認定こども園白雪幼稚園
登別市登別町2丁目25番地8 T83-1162

皆様のプライバシーには最大限配慮いたします。

のぼりべつ法律事務所

弁護士 八木橋俊輔 札幌弁護士会
弁護士 本間 寛菜 札幌弁護士会

離婚・相続・消費者被害・債務整理
交通事故・その他

<http://naboribetsu-law.jp/>

相談は
要予約

0143-83-7381

月～金 9:00～17:30
※夜間・土日は完全事前予約
登別市若山町4丁目40-5
メープル・ベットのワン303号